

## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 27 年 6 月 10 日

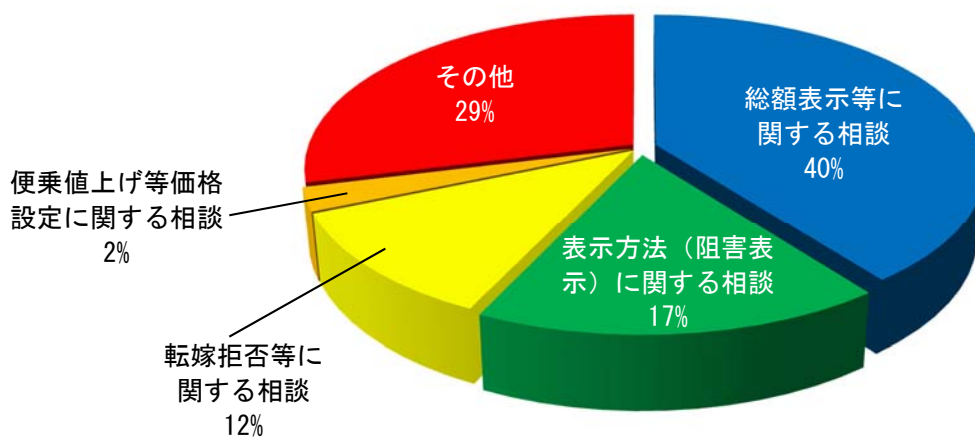
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 5 月（5/1～5/31）の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

5 月の相談件数：電話 92 件、メール 29 件

【相談内容（全 121 件）の内訳（※）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者である。スーパー等のレジで個々の商品の税抜価格を合計して消費税率をかける場合と個々の商品の税込価格を合計する場合で消費者が支払う金額に差が生じる。例えば、税抜価格が93円、税込価格が100円の商品を12個買った場合、前者の方法で計算すると $93円 \times 12(個) \times 1.08 = 1,205円$ 、後者的方法で計算すると $100円 \times 12(個) = 1,200円$ となる。事業者によって計算方法が異なるが、何らかの決まりはないのか。

A. 各事業者における販売価格の設定方法や価格表示の方法、レジにおける精算方法については、取扱商品や提供するサービスの性質、取引慣行などを踏まえ、各事業者の判断にゆだねられているところです。

こうしたこともあり、御指摘いただいたように、価格表示の方法やレジでの精算方法の違いによっては、消費者の最終的な支払額が事業者によって異なるケースもあると承知していますが、売上げに係る消費税額は、上記の違いにかかわらず、原則として消費者が支払う総額（税込価格）の $8/108$ となります。

各事業者においては、採用している消費税額の計算方法が消費者に御理解いただけるよう、適切な対応を行っていただきたいと考えます。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 21 件

Q. 請負工事の取引に適用される消費税率について、8%の消費税率引上げのときには、一定のものについては経過措置として改正前の消費税率(5%)が適用されるとされていたが、10%の消費税率引上げのときにも同様の定めがされているのか。同様の定めがある場合、経過措置の対象となる契約はどのようなものか。

A. 建設工事等の請負工事に係る適用税率についての経過措置は、消費税率8%への引上げの際と同様、10%への引上げの際にも設けられております。

具体的には、平成25年10月1日から指定日の前日(平成28年9月30日)までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、平成29年4月1日以後に工事が完了するものについても、改正前の税率(8%)が適用されます。

経過措置等の消費税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ウェブサイト(<http://www.nta.go.jp/>)で公表されているリーフレット等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

## ○ 阻害表示に関する相談

Q. 小売業を営んでいる。当社のウェブサイトに「消費税分がんばります。8%割引のクーポン提供中」と案内する企画を検討している。消費税転嫁対策特別措置法上問題となるかどうか教えてもらいたい。

A. 御相談の表示のように事業者が「消費税分がんばります。8%割引のクーポン提供中」等の消費者等の取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことは、消費者が消費税を負担しなくてもよいとダイレクトにうたうものではありませんが、御相談のような内容のクーポンの提供の申出は、事業者が消費税分を補填することの申出として、消費者が消費税を負担しなくてもよいかのように誤認させてしまうおそれがあることから、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 建設事業者である。継続的取引関係にある元請事業者に対して税抜の見積金額を提示して価格交渉を行うことを考えているが、元請事業者から当社が提出した税抜の見積金額をそのまま税込の見積金額にするよう指示されないか懸念している。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者が、特定供給事業者から本体価格(税抜価格)での交渉の申出を受けた場合に、特定事業者がその申出を拒否することは、「本体価格での交渉の拒否」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

また、御相談のケースのように建設工事の請負取引において、特定供給事業者が税抜の見積金額を提示したにもかかわらず、特定事業者が、税込の見積金額を特定供給事業者が提示した税抜の見積金額と同額にするよう指示することは、「買いたたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

## ○ その他

Q. 当社(製造業)の物品等の仕入れ先には、資本金の額が3億円を超える事業者と資本金の額が3億円以下の事業者が存在する。消費税転嫁対策特別措置法の適用関係になるのは、資本金の額が3億円以下の事業者から物品等を仕入れる場合であって、資本金の額が3億円を超える事業者から物品等を仕入れる場合には、消費税転嫁対策特別措置法の適用関係とはならないという理解でよいか。

A. 御相談のようなケースの場合、製造業者と資本金の額が3億円を超える事業者との納入取引は、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者と特定供給事業者の適用関係には該当しません。

なお、消費税転嫁対策特別措置法の適用関係に該当しない場合であっても、独占禁止法の優越的地位の濫用規制の対象にはなりませんので御留意ください。消費税率の引上げに伴う優越的地位の濫用規制に関する独占禁止法上の基本的な考え方は、公正取引委員会が公表している「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」を御覧ください。

Q. 取引先から委託を受けて専門的な知識について講演サービスを提供している事業者である。取引先には大学も含まれているところ、大学は消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者には該当するののか。

A. 大学は法人事業者であるため、資本金等の額が3億円以下の事業者等からサービスの供給を受ける場合には、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者には該当しません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610